

Title	勢州松坂に於ける銀札の沿革 ( 上 )
Sub Title	
Author	三井, 高陽
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.3 (1924. 3) ,p.445(141)- 454(150)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240314-0141">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240314-0141</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福建	一七二〇二	三四三四	二〇六三六	三七	二二	三三	二二
浙江	五三二六三	二五九〇二	七九一六五	二八	一七	二四	一四
湖北	二二九九二	九〇八三	三二〇七五	三二	一五	二〇	二二
湖南	一四二二三	三六四二	一七八七五	二六	一四	一九	一五
陝西	三五三七	六四五	四一八二	一九	一〇	二二	〇八
甘肅	一五三八	九五五	二四九三	二二	一四	二二	〇九
新疆	三五五	四五	四〇〇	四〇	二六	二二	〇九
四川	四五一四一	八一九八	五一三三九	四七	一四	二二	〇九
廣東	一六一四八	四二二五五	五八四〇三	四六	二二	二二	〇九
廣西	八五三	六四	九一七	四五	二二	二二	〇九
雲南	二六九八	一一四一	三八三九	三三	一七	二二	〇九
貴州	一五〇七	三六七	一八七四	一六	一一	〇七	〇五
熱河	六七四	二一	六七四	一一	一八	〇七	〇五
察哈爾	一二九四	二一	一三一五	一一	一五	〇八	〇五
綏遠	二七九	二一	二七九	一一	一五	〇八	〇五
總計	三九三、二九二	二四四、二五九	六三七、五五一	二五	一一	一八	〇五

### 勢州松坂に於ける銀札の沿革(上)

#### 三井 高陽

##### 第一章 概論

###### 第一節 緒言

徳川時代に於ける財政史上重要な地位を有する藩札に關する研究は從來弄錢家乃至好事家の手によりて可成精細なる研究の成れるものなしとせず、或は圖録として或は値附として坊間にてこれが研究の結果公にせられたるものあれど其藩札の發行の財政上に於ける影響又はこれが流通に關する研究の大成せられたるもの鮮し、蓋し藩札は其發行極めて不規則(金屬貨幣に比し)にして其様式種類の頗る多きに亘れると共に弄錢家以外には經濟史研究上左程重要視

せられざりしものあるが故ならむか。

今こゝに記述せんとするは紀州徳川侯の勢力内にありて商業上重要な地位にありし伊勢松坂の銀札の發行事情と其經過を略述せんとするに在り、余の家祖紀藩の御用商人たりし關係上多少當時の狀況を知るに便なる古文書の殘れるを綜合し略其事情を知り得たり、幸にして徳川時代に於ける財政史上の一部門たる藩札の研究の一助ともならば筆者の幸とするところなり。

###### 第二節 紀州に於ける三井氏

今日の三井家が富を蓄積し得たるは嘗に往昔よりの蓄財のみにあらず、主として近代的商業工業に其資力を應用して得たるもの多きは言を俟たずと雖も往昔に於ては亦今日に於けると等しく種々複雑なる經營法に依り其多様な放資に依りて利を占めたるは人の知るところなるべし。

きも、世に傳えらるるところは單に吳服商の越後屋として又三井組と稱する兩替商と云ふが如き主なる名稱と或は堅實なる家憲によつて主從を取締りたると云ふが如き傳説に過ぎずして的確なる史實と精細なる資料の發表せられたるものなし、従つて世人の考ふるところは既知の大略的傳説のみに依れるを以て其積富の原因が單に「正直」「機敏」等の名稱のみによりて表さるべきものと思惟せられつゝあるなり。

然れども吾人は、勿論經營の方法の堅實はこれを認むるもこれのみを以て一に其成功の因となす能はず第二に其事業の多様なりしを擧げんとす、されば其事業の關するところ頗る多く本編に述べんとする銀札の如きも三井と稱する一町人と封建諸侯との財政上の關係の一部に過ぎざるものなり、本編に現れたるものは紀州徳川侯なれどもこの他に禁裡、牧野侯、有馬侯等に

も面白き關係ありしなり。

- 抑、三井家と紀藩との關係するところは
- 一、藩命による各種の融通講金の取扱
  - 二、御用金(連年莫大の)
  - 三、銀札の發行取扱
  - 四、物産取引

等にして、いづれも相關聯せるものなるが、しばらく他を措きて第三項の銀札につき其沿革主として財政上の觀察をなさむ。

### 第二章 各論

#### 第一節 伊勢に於ける紙幣

伊勢は古くより商業上に比較的要位を占めたる伊勢商人の出たるところにして同國山田の神領を始めとして國內に於ける商業産業は日本經濟史上記應せらるべきところなり、従つて國內に流通する貨幣も單一ならず其貨幣中にも紙幣は頗る發達せるものありき、彼の有名なる山

田羽書と稱するものの如きは夙に慶長時代に始り廣く流通し又丹生の永井、射和の富山等の富豪の遠く元和の頃より私札を發行せるあり其沿革の古きを知るべし。

伊勢の隣國紀伊の和歌山藩にては元祿年間より寛延四年に亘りて所謂若山札なるものを發行し享保十六年正金銀の停止と共に更に錢札の發行を見たるが紀州侯の勢力内に於ける飛地たる伊勢の松坂にては右の若山札と別に松坂銀札の發行ありしなり

#### 第二節 松坂札の種類と發行由來

松坂銀札は實に文政年間開始り明治に至る僅く百年にすぎざるを以て人の意に介せざるもの多く多くは若山札と混同し其種類の如きも僅く一、二を超えざるもの如く考えらるるは遺憾なり、松坂銀札の種類は

一、一分銀札、五分銀札、三分銀札、二分銀札

として三井家對紀藩交渉の綜合的記録として今日

の四種に止るも其形式、發行元等の差異を精細に調査すれば表記形式の差異十六種、模様圖式の差異は二十七種の多きに上れり。

松坂銀札は三井組と爲替組兩側より出したるを以て各組發行各々圖様を異にし色形、印判等を區別せり。(一四四頁所載一覽表參照)

歴史の示すところに依れば松坂銀札の初めて出でしは今より百三年前文政五年なりとせり(南紀徳川史其他)。こは一般弄錢家も確なりとする年號なれど徳川理財會要に引用する公程觸記(卷十)の記事によれば

「文政六年四月紀伊侯領地に銀楮幣を製造し本年より使用するを令示す」とあり、孰が是なりや、今南紀徳川史或は理財會要に收むるところの年代の出所の可否はしばらく措き其當事者として銀札取扱の任にあたる三井家の文書に

松坂銀札一覽表

種類	第一種	第二種	第三種	第一種	第二種	第三種	第四種
所發行	組井三	組替爲	組井三	組替爲	組井三	組替爲	組井三
表記	壹伍分、參分、五分、十分	壹伍分、參分、五分、十分	壹伍分、參分、五分、十分	壹伍分、參分、五分、十分	壹伍分、參分、五分、十分	壹伍分、參分、五分、十分	壹伍分、參分、五分、十分
地紙の色	黄茶青白	黄茶青白	茶青白	茶青白	茶青白	白	白
頭列(上面)	一、青田鶴、二、和田神、三、高砂、四、樂太鼓、五、牡丹	一、青田鶴、二、和田神、三、高砂、四、樂太鼓、五、牡丹	一、松に鶴、二、和合神	一、松に鶴、二、和合神	一、松に鶴、二、和合神	一、松に鶴、二、和合神	一、松に鶴、二、和合神
枕列(表面)	梅松貝、寶吉、住舞、胡蝶、唐獅子	梅松貝、寶吉、住舞、胡蝶、唐獅子	掛物、鱗馬	掛物、鱗馬	掛物、鱗馬	掛物、鱗馬	掛物、鱗馬
裏面	大黒、黒赤青、刷の四色	大黒、黒赤青、刷の四色	同	同	同	同	同
摺方	同	同	同	同	同	同	同
裏面(裏部)	松坂、羽、書、總、中	松坂、羽、書、總、中	同	同	同	同	同
名	一、三井組三人連、二、銀札會所の傍「松坂三井組」の添印、一、爲替五人連名、二、「銀札會所」の傍「松坂爲替組」添印	同	同	同	同	同	同
兩替	金一兩、銀六十匁	同	同	同	同	同	同
紀年	癸未	同	同	同	同	同	同

も尙存せる「紀州御用留」を検するに不幸にして文化十四年以降文政七年迄の記事を白紙空欄として欠き、當時の事情を詳にするを得ざるも(蓋し特に他日淨書記入の目的を以て別冊に下書せしものありしならん)三井家に松坂店改革書類と題する雜載ありこの中に「文政五年八月許可を得」とあるを以て紀州藩が文政五年幕府より許可を得たるを以て知るべく其實施時期については「文政六年四月」と断定して可ならん即ち文政六年五月三井より藩へ「御請書」を出したる事實あればなり。されどこの許可の令示と云ひ御請書と云ひいづれも萬事決定後の形式的行爲にして實際に於ては三井の手代と當局藩吏との間に内談の交渉ありて後のことなり。

當時の願書を見るに銀札發行は初め松坂の爲替組五人に命せられ、同時に三井組の三人に命

あり、共に「銀札方」なる稱呼を以て呼ばる、又紀州藩より當時幕府に願ひ出たるところを見れば伊勢國に於ける銀札の通用年限は文政五年より向ふ十ヶ年即ち天保二年迄とせられたるも元來其發行の主旨たるや物産の獎勵通貨流通の目的に在らず、むしろ財政上の便宜、即ち領内にありて富家の群居せる松坂に於て其富家の信用を利用して一時に貨幣を増加せんために「預り札」の名稱形式のもとに一種の不換紙幣を發行するに在りたるを以て斯の如き十年など稱する年限は當初より無意味むしろ飾言にすぎざりしなり。

果せる哉天保二年更に向ふ十ヶ年の延長を請ひ許可を得たるも幾度繰返すとも其根本目的に相違なき以上は年限の制限指定は無意味なる事勿論なり天保十三年更に第三回の繼續を願出尋で嘉永四年に第四回の延長を允許せられて文久

元年に及び更に同年より慶應二年に亘れり、斯くて増發に増發を以てせしかば其枚數を重ねること莫大なる高に上り現に慶應の末年に至る迄印判の磨滅による新規彫刻の記録數多現存せり

第三節 領内流通時代

今文政の創始より明治の銷却まで百餘年間の銀札の變遷を論ずるに際し假に便利のため時代を分つて「領内流通時代」「五ヶ國融通政策時代」及び「引替始末時代」の三章に分ちて述べんとす、領内流通時代とは即ち文政の創始より慶應二年の五ヶ國融通に至る四十ヶ年間の事實なり。

文政六年五月最初の銀札發行をなすに先ちて紀州藩の當局官吏と町人側との間に屢々會合あり、文政六年四月愈々實施を待つに至るまで豫め其發行方法條件等を協議し、四月一日大坂へ紀藩の役人金澤彌右衛門及組頭稻葉三藏兩名を

迎へ町人を代表して三井の名代林與七、淺井則右衛門兩名出席の上約定を締結せり、其約定の主旨は

- 一、大黒判及爲替判、(註)日々勢州奉行より與力に渡し御爲替役所へ持參五人之内へ兩判を渡す
- 二、與力一人宛代ル代ル出張、其日之銀札負數を改め請取の上は「預り申銀札之事」と稱する證札を作成し、爲替組の印を捺して與力に渡す
- 三、猥りに人を銀札扱所に入らしめざる事
- 四、銀札に「墨附」ありたるとき、不通用と認め得べきものは截切し切り高は記帳すべし
- 五、水火の爲汚損となれる銀札は引替に應せざる事
- 六、銀札は各領地の納金又は江戸若山御用米

運賃に用ふることを得せしむ

七、萬一紛しき札を持ち來りし者あるときは其者を拘留し置き、町奉行所へ注進すること

(以下略す)

即ち當初は一に銀札の權威を保つこととして公用の銀札たる名に背かざらしめんことを期せるを知るべし

(註) 大黒判は大黒天の像ある印判にて三井組の印、爲替判は爲替組の判なり

これが任に選ばれたる町人は三井組、爲替組兩組にて三井組は三井家の惣代たる三井八郎右衛門、京都在住なりしを以て松坂在住の三井宗十郎、三井則右衛門主としてこれにあたり三井組はこの三名前を以てし御爲替組は長谷川源右衛門、小津清左衛門、殿村左五平、長井嘉右衛門坂田五郎兵衛の五人を一組とし、五月十日三

井組代表三井八郎左衛門より請書を出し次に御爲替も同様手續にてこゝに銀札取扱の實行となれり。

其の銀札の製造は一切町人の側に於て取扱へるものにして、白子の紙師野呂一之進をして特に渡ける紙を納付せしめ之れを町人の方に預り一方印面は其の圖様を龜岡規禮(圓山派の畫家)をして原稿を描かしめ、京都の有名なる判師水口屋與兵衛に彫刻せしめ印刷に附せるものなり。(水口屋は京寺町の判師にして三井家の用務に多年參與せる人なり)而して其の印面の模様は先づ五種二十四印とし、これを水口屋に廻付せしも、その命令は水口屋將來の迷惑を慮り、これを豫め避くる爲め、三井八郎右衛門、三井宗十郎、三井則右衛門の三名連署の上、請人越後屋治兵衛の保證の一札を以つて、水口屋の承諾を得たるものなり。



因に印刻は唐の水牛を以つて作り、磨滅の速かならざらんことを期せしも、その費用は一個に付銀三十匁にして、文政六年十二月に初版は總計銀百九十四匁五分を支拂たり。

斯くして出来る銀札はこれを奉行所に提出し、検査の上其の證印を受け、これを預る形式を履み、一方全發行銀札の札數と其の金高を記せる證書を受領證として奉行所へ納め、毎月朔日引替ふることに定めたり。

而して年の發行高幾何なりしかは、毎年の勘定書全部取揃ひ居らざる爲め、遺憾ながら系統的にこれを擧ぐることは出来ず、又これをダイヤグラムに取ること能はざれども、文政七年四月の現在勘定を見るに、當時三井家にて保管せる松坂の銀札は六千二百六十九兩に上り、四月二十日迄の引換は千四百五十八兩一步なりしと云ふ。

松坂銀札は斯くの如くして創始せられしが、文政七年の頃より色々の面倒出來し、或は松村五兵衛年賦一件、或は盜難等其の他種々の問題惹起し來れり。然れどもこれ等は直接銀札に係ありしにあらずして、只間接にその影響を及ぼせるのみなりしにより、煩を避くる爲め一切これを抄略せん。唯序なれば一例を擧げんに、文政七年三月の福榮講と稱する金融關係の一講社の如きは、三井側にては常に迷惑を感じ居りし講社なりしも、一枚六貫匁がけ百枚積にて加入を強制せられ、據なく加入せしことありし程なり。かゝる例は爾來時々各方面に現はれ來れり。文政八年六月十八日奈良の町人炭屋喜七、兩替屋米屋、車屋三名、申合せの上、松坂銀札を正金と引替られたき旨申出たり。兩替屋、米屋半兵衛並に車屋惣七は孰れも信用ある商店なりしかば、この申出は當然許容せらるべきもの

一體この銀札は三井組と爲替組と兩組聯合して一つの銀札會所に會合し、一緒に併せてこれを二つ割にして兩組に分けて之れを分擔するに定まり居れり。即ち文政七年五月七日在松坂三井三三郎高匡、三井進藏、三井則右衛門の三名及び役人たる井田市兵衛、京三井八郎右衛門、三井八郎兵衛並に重役林與七、乾市右衛門兩人に送れる四月二十九日限りの報告によれば三井組、爲替組兩方合して銀札一萬千八百四十三兩、正金三千二百四十四兩、併せて一萬五千八百八兩餘手許にありしを、二つに分けて三井組爲替組各々金千六百二十二兩一步、銀札は五千九百二十一匁二分づゝの割合となり、これを兩組に分擔し、各三千兩づゝ五日迄月番にてこれを預り、五日に引替を爲し、これが不足分は三井組並に爲替組より持ち出し、多き時は双方へ割戻し預けると云ふ方法を執り居れり。

と思へるなり。松坂の奉行所にては一千兩丈け許容したりしが、元刷の銀札に不足を生じ、爲替組にて二種、三井組に四種、計六種の新札を刷立發行し、他に銀札を以つて拜借銀を願出たる者の分も加へ、同年六月兩組にて合計七千兩の新增刷を爲せり。かくては銀札は益々増加するのみにて甚だ憂ふべきことなりとの旨を述べ松坂の三井の手代井田より京都店の重役乾市右衛門に宛てたる書翰數通今尙ほ存せり。今手許に現存する紀州出張の三井宗十郎より我が祖先三井八郎兵衛に宛てたる書狀にも、銀札一件に關する種々の事項を記載せり。これ等によりて見るも、當時町人側にてはこの銀札の取扱は非常に迷惑と感じ居りし様子明なり。抑々この兩組の銀札は、兩組名前札は五萬兩を最大限度とし、他國通用試みと云ふ名にて、いづれも銀札にて紀藩より拜借といふことにな

り居りしかど、會所の名目も記入せられたる旨  
 兩組より願出でたり。かく記入せらるる時は他  
 國に流通せる場合にその流通高の増加する時は  
 自然各組の面目にも關する故、銀札會所の名を  
 出しくる、様願出でたるなり。これ八年十月に  
 紀州藩に宛て、の上書なり。これに對し奉行所  
 は異議なく許し、早速これが實行にまじりか、れ  
 り。かゝる上書を呈出する迄他國の流通高の高  
 額に上るを憂へたるは無理ならぬことにして  
 これ銀札の紀州藩より拜借せりといふが故に苦  
 痛なりしなり。文政八年より翌九年にかけて、  
 この他國流通に關する問題につき、屢々紀州、  
 京都並に大坂の間に手紙の往復ありたり。文政  
 九年松坂の三井則右衛門高臣、<sup>オミ</sup>乾市右衛門、泉  
 常右衛門に宛てたる手翰に

銀札追々通用宜敷御領分は勿論他領南都迄も  
 御拜借願來り札數高相増候に村藤堂家大和國

古市札並同國郡山札手形高承り合せ候處古市  
 札約三十五萬餘郡山札八、九萬兩餘通用致候  
 趣當所の札大和へ相廻りそれより南紀へ通用  
 致候趣相成候右御兩家札高よりも相増可申歟  
 然候ては八郎右衛門様御名前も有之候事萬一  
 故障等有之候ては店々所用筋にも差支可申勿  
 論甚大切の儀と存じ色々心配在罷候處爲替組  
 の中にも同様深く案じ様々及内談候云々  
 とあると見ても當時の消息を窺ふを得べし。  
 (此節未完)

### 英國穀物市場の史的考察(一)

高 木 壽 一

アシュレー教授の云ふが如くば、經濟的觀察點よ  
 り見れば、マナアの根本的特徴たるものは其自  
 給自足、其社會的獨立であつた、其村落共同團體  
 は日常生活に必要なすべての職業、手工を行  
 ふ人々を包含した。通常の英國村落の住民は、  
 年々歳々、同一なる慣習的耕作方法を繼續し、  
 彼等が生産したるものによつて生活し、殆  
 ど外界とも相接觸することはなかつたのであ  
 る。實に、都市の存在そのことは、純農業的諸  
 地方が彼等自らの消費に要したるものよりも以  
 上に生産したることを示す。穀物及家畜は規則  
 的にマナアの領主及其代官によつて、大領主及  
 諸團體が實物支拂によらず貨幣支拂を望むに到  
 るにつれては、益々其量を増し、遠地の市場に  
 さへも送られた。而も村民が外界との他の取引  
 は極めて少なかつたのである。

此村落は其自體に於て、具體、完全なるもの

自給自足 (self-sufficiency) なる語は絶對的のもの

此 Ashley 及 Prothero の場合に於て共に、其

たるのみならず、其協同一致の觀念の強烈なる、  
 實に一の協同團體として行動し得る程であつ  
 た。

自給自足と協同一致——斯くの如きは即ち一  
 の全體としてのマナア共同團體の主要特徴であ  
 つたのである。(Ashley: The English Economic  
 History and Theory Vol. I. p. 33, p. 34, p. 35, p. 36)

或は Prothero (Lord Ernle) も亦、マナアに  
 於ける土地耕作者は彼等の生産物をば販賣のた  
 めに作るにあらずして、自己消費のために作つ  
 た。各マナア或は村落は孤立し、自給自足をし  
 て居た。唯、都會 (town) の附近に於てのみ農  
 場産物に對する何等かの市場があつたばかりで  
 あると云ふ。(Lord Ernle: English Farming, Past  
 and Present p. 7)